

No	サービス種別	質問事項等	回答
1	01 訪問介護	業務継続計画について参考書式や見本等はあるのでしょうか？	<p>当課のHPから厚労省のBCPに関するひな形・研修動画へアクセスすることができます。</p> <p>https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shido/kaisei/documents/1214guideline.pdf</p> <p>また、研修等があった際は同報メールにて通知も行っております。</p> <p>(メールアドレス登録) https://www.kaigo-asp.jp/okinawa/entry/</p>
2	06 通所介護	新型コロナ災害時特例は今後どのような見解になりますか？	<p>令和5年5月8日から臨時的取扱いが一部変更となっております。詳細は厚生労働省の公表資料をご参照ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html</p> <p>また、関連情報等が入りましたら、県のHP等を活用し情報共有いたします。</p>
3	06 通所介護	非常災害時対策等のセミナーや研修は随時行われているのですか。教えていただけたら幸いです。	<p>当課のHPから厚労省のBCPに関するひな形・研修動画へアクセスすることができます。</p> <p>https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shido/kaisei/documents/1214guideline.pdf</p> <p>また、研修等があった際は同報メールにて通知も行っております。</p> <p>(メールアドレス登録) https://www.kaigo-asp.jp/okinawa/entry/</p>
4	01 訪問介護	介護1は今後要支援に移行されてしまうのですか。	本質問について、関連の情報等が入りましたら、県のHP等を活用し情報共有いたします。
5	12 介護老人保健施設	特に変更がない場合、介護報酬算定に係る体制等に関する届出書や介護報酬算定に係る体制等状況一覧表の提出は不要と考えて良いのでしょうか。	ご質問のとおりで、差し支えございません。
6	06 通所介護	高齢者虐待が何故増えているのか？	一概には言えませんが高齢者の人数が増加していること、高齢者虐待防止・養護支援に関する法律等が広く周知されていることや利用者、利用者家族の関心が高まっていること及び、介護従事者等の意識向上等、様々要因が考えられます。

No	サービス種別	質問事項等	回答
7	06 通所介護	地域住民との交流やボランティア活動などの頻度はどれぐらいやれば良いのか？ 記録は残すのか？	<p>明確な時間数や日数等の基準はありませんが、地域との連携は重要なものとなっており、災害時における業務継続においても、地域の協力は必要不可欠なものとなります。</p> <p>頻度については定められておりませんので、まずは事業所で出来る範囲で交流を考えてみてはいかがでしょうか。</p> <p>また、記録についても様式等が定められてはおりませんが、適時、状況に応じて記録を残していただけますと幸いです。</p>
8	03 訪問看護	退院当日の訪問看護について	退院当日における訪問看護費の算定については、「令和3年4月版介護報酬の解釈3 Q A・法令編（緑本）」P87 Q2にて示されておりますのでご参照ください。
9	17 居宅介護支援	退院退所日から3か月以内は訪問リハビリは週12回算定可能は、一日2回訪問の場合間の時間の規定はありますか？	「令和3年4月版介護報酬の解釈1 単位数表編（青本）」P235⑦、「令和3年4月版介護報酬の解釈3 Q A・法令編（緑本）」P89 Q1に示されておりますのでご参照ください。
10	01 訪問介護	訪問介護の人員基準において、「サービス提供責任者が訪問介護員としてのサービスを行った時のサービス提供時間は1月あたり30時間以内とする」と定められていますが、現実的にサービス提供責任者も常勤の訪問介護員と同様に、支援へ派遣しなければ業務を回転させることは困難です。一度、県の担当者へ相談させていただいたことがありますが、どのように進めるべきでしょうか？	<p>ご質問いただいたサービス提供責任者の配置要件については、指定居宅基準第5条5項の規定の適用を受けた事業所において配置が必要となる、「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」に係るものになります。</p> <p>よって、当該基準の適用を受けない事業所においては、サービス提供責任者が訪問介護員としてサービスを行う時間を1月あたり30時間以内にする必要はありません。（「令和3年4月版介護報酬の解釈2 指定基準編（赤本）」P48③）</p> <p>当該基準の適用を受けている場合には、個別にお問い合わせください。</p>
11	17 居宅介護支援	退院・退所加算について、カンファレンス有と認められる参加者の要件について、どこまで必要でしょうか	<p>カンファレンスについては、退院・退所する施設により要件が異なるため、「令和3年4月版介護報酬の解釈2 指定基準編（赤本）」P864,865や「令和3年4月版介護報酬の解釈3 Q A・法令編（緑本）」P190 Q36をご確認ください。</p> <p>また、居宅介護支援に係る加算については、指定権者である市町村にご相談ください。</p>